

消費生活センターだより

第4号
平成26年11月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

第1回くらしのセミナー『相続・遺言・終活のはなし』を開催しました

消費生活センターでは、生活に役立つ知識をわかりやすくお伝えする『くらしのセミナー』を開催しています。11月5日は「大切な財産を守るために～相続・遺言・終活のはなし～」と題して、千葉県金融広報アドバイザーで旭市消費生活相談員の齋藤喜代美さんに講義をお願いしました。



法律に基づく説明はとても分かりやすく、長年の相談員経験から豊富な事例をお話いただきました。

「エンディングノートは自分の情報や希望を書き記すもの。輝いている今だからこそ書いてください。」

「遺言は愛する家族への最後のラブレター」

相続争いを防ぐために遺言を書くことはとても大切。

遺言は金銭のもめ事を防ぐだけでなく、残された家族の心も癒すのだそうです。



第3回くらしのセミナー

参加者募集！

『弁護士が教える 市民のためのやさしい法律講座』

いざというとき知っておきたい、暮らしを守る法律について弁護士がわかりやすく伝えます！

日時：平成27年1月25日(日) 13:30～15:40

場所：旭市第二市民会館

講師：千葉県弁護士会消費者問題委員会委員長
常岡久寿雄先生

申込：63-7272・62-5874

弁護士・司法書士による

借金・ヤミ金融無料相談会

平成26年12月21日(日)

10:00～16:00 (受付は15:00まで)

相談時間：1人1時間

事前予約制 申込先着順

会場・予約先：

旭市消費生活センター(青年の家内)

63-7272・62-8019

☞裏面の[こんな相談がありました～架空請求～]をご覧ください

こんな相談がありました No.4 ～「架空請求」に注意！～

Q



「民事訴訟通達書」というハガキが届いた。先月に続き2度目だ。「裁判の手続きが開始された最終通知である」とあったが、何に対しての裁判かはまったく書かれていない。しかし、「財産の差し押さえをする」という言葉もあり、気持ちが悪い。「異議があれば通知到達日から5日以内に連絡を」と、国の省庁と関係があるような法人名の電話番号が相談窓口として書かれている。

前に届いたハガキは、裁判される覚えもないので詐欺かと思い無視したが、続けて届くので、忘れてしまっている未払いの料金があったのでは、と不安になった。

ハガキにあるように相談窓口に電話をして、何についての裁判か確認した方が良いか。

これは、『架空請求』の手口の1つです。

「相談窓口で電話しなければ」と思わせるような不安をあおる内容のハガキを送り付け、電話をさせて個人情報を得ることを目的としていると考えられます。電話したら「どなたの案件か確認のため」などと言い、住所、氏名だけでなく、生年月日や家族構成、貯蓄額まで聞かれたので答えてしまった、という相談も寄せられています。

実際に裁判となった場合には、裁判所から「特別送達」という郵便で通知されます。ハガキで裁判について通知されることはありません。

このようなハガキが届いた場合には、すぐに記載された連絡先に電話したりせず、消費生活センターに相談しましょう。

A



こんな相談もあります



「以前利用した通信販売の商品代金に未払いがあった。」
「訪問業者と契約したリフォーム工事代金の支払いが残っていた。」というような内容の「民事訴訟通達書」というハガキが届いた。支払いは済んでいるのに、おかしい。

電話させるのは
個人情報を
聞き出すため！

電話をしてしまうと…

さらに請求、脅迫されて
金銭を要求されます！

消費生活相談・多重債務相談

《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時

電話 62-8019・63-7272